お申し込みの際は必ずこの条件書をお読み下さい。
この書面は、旅行業法第１２条の4に定める取引条件説明書面及び、同法第１２条の5に定める契約書面の一部となります。

## １. 手配旅行契約

⑴この旅行は、山梨峡北交通株式会社ほくとトラベル（以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と手配旅行契約を締結することになります。

⑵「手配旅行契約」（以下、「旅行契約」といいます。）とは、当社が、お客様のご依頼により、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下、「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約を言います。

⑶当社が善良な管理者の注意をもって、旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供について契約を締結出来なかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、当社所定の旅行業務取扱料金（以下、「取扱料金」といいます。）をお支払いいただきます。

⑷旅行契約の内容・条件は、別途お渡しする航空券、乗車船券、宿泊券、各種バウチャー等に記載するほか、本ご旅行条件書並びに当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。

⑸当社が法令に反せず、かつ、お客様に不利にならない範囲で書面により特約を結んだ時は、前項の規定に関わらずその特約が優先します。

⑹当社は、旅行契約の履行にあたり手配の全部、または一部を他の旅行業者または手配を業として行う補助者（以下、「手配代行者」といいます。）に代行させることがあります。

## ２. お申込みと旅行契約の成立

（１）当社所定の申込書に所定の事項をご記入の上、所定の申込金（旅行代金の 20%相当額以上）を添えてお申し込み下さい。申込金は、旅行費用、取扱料金または、取消料その他お客様が当社に支払うべき金銭の全部または一部として取り扱います。

（２）お電話によるお申込もお受けいたします。この場合、別途申込書と申込金を当社に提出していただきます。

（３）旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項（１）の申込金を受領した時に成立するものといたします。

（４）当社は、本項（２）にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく旅行契約の締結を承諾することがあります。この場合、契約の成立時期は、当該書面に明記します。

（５）当社は、航空券、乗車船券、宿泊券、各種バウチャーの手配のみを目的とする旅行契約にあっては、口頭によるお申し込みを受け付けることがあります。この場合、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

（６）当社は、旅行契約を締結したときは、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び、当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。ただし、当社が手配するすべ

ての旅行サービスについて航空券、乗車券、宿泊券、各種バウチャーその他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、契約書面を交付しないことがあります。

‘ （7）お客様が下記の①～③の何れかに該当した場合は、お申込みをお断りする場合があります。

① お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

② お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

③ お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

（8）当社は、業務上の都合があるときは、旅行契約の締結に応じないことがあります。

## 3. 旅行代金のお支払と変更

（1） 旅行代金とは、利用する運送・宿泊機関等の運賃・料金等に対して支払う旅行費用並びに、第5項に定める旅行業務取扱料金（変更手続料金および取消手続料金を除く）を合算したものをいいます。

（2） お客様は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し旅行代金をお支払いいただきます。なお、航空券、乗車船券、宿泊券、各種バウチャー等の手配のみを目的とする旅行契約にあっては、それらをお渡しする際にお支払いいただく場合があります。

（3） 当社は、旅行開始前において、利用する運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動等の事由により、旅行代金の変動が生じた場合、当該旅行代金を変更することがあります。
この場合、旅行代金の増額または、減額は、お客様に帰属します。

## 4. 旅行業務取扱料金

ご旅行の予約手配、宿泊券類の発行に対しては旅行業務取扱料金として次の料金を申し受けます。

■旅行取扱料金（手配旅行契約）

| 申込人員 | 手配内容 | 旅行業務取扱料金 |
|---|---|---|
| 個人・グループの手配旅行に係わる取扱料金 | 運送・宿泊等の複合手配旅行の場合 | 旅行費用合計額の 4%<br>（但し、上限 10,800 円） |
| | 宿泊手配のみの場合 | 宿泊券 1 枚につき 540 円<br>（但し、同一施設連泊の場合は 1 件とします） |
| | JR・航空以外の運輸機関（私鉄・バス・フェリー等）を単独で手配する場合 | 1 運輸機関につき 540 円 |
| 8 名以上の団体手配旅行に係わる取扱料金 | | 旅行費用合計額の 20%以内 |

■旅行相談料金（旅行相談契約）

| | | |
|---|---|---|
| 相談料金 | （1）旅行計画作成のための相談 | 基本料金（30 分まで 2,160 円、以降 30 分ごとに 1,080 円 |
| | （2）旅行計画の作成 | 1 件につき 3,240 円 |
| | （3）旅行に必要な費用の見積 | 1 件につき 3,240 円 |
| | （4）旅行地及び運送・宿泊機関、その他旅行に関する情報提供 | 1 件につき 2,160 円 |

- クーポンお引渡し後、お客様のお申し出により旅行を中止される場合でも旅行業務取扱料金の払い戻しはいたしません。また、お引渡し前であっても手配の全部または一部が終了している場合は、その割合に応じた旅行業務取扱料金をいただきます。
- 特別手配・緊急手配を行った場合は、特別通信費としてその実費を申し受けます。

## 5. お客様の都合による旅行契約の変更

(1)お客様は、当社に対し旅行契約内容の変更を求めることができます。この場合、当社は可能な限り旅行契約内容の変更の求めに応じます。また、契約内容の変更によって生じる旅行代金の増減はお客様に帰属します。

(2)旅行契約内容変更のために、運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料があるときは、これをご負担いただくほか、下記の変更手続料を申し受けます。

| | |
|---|---|
| 変更手続料金（運送機関、宿泊機関の取消料とは、別のものです） | 1 件につき 540 円 |

## 6. お客様の都合による旅行契約の取消と払い戻し

(1)お客様のご都合により旅行契約を解除される場合は、次の料金を申し受け、残額があれば、これを払い戻します。

1） 第4項に定める取扱料金
2） お客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用
3） お客様がいまだ提供を受けておられない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の旅行サービス提供機関に支払う費用
4） 3の旅行サービスの手配の取消しに係る次の取消手数料

| | |
|---|---|
| 取消手続料金（宿泊機関の取消料とは、別のものです） | 1 件につき 540 円 |

(2)お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除することができます。 この場合、当社は、お客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用を除き、残額を払い戻します。

(3)お客様が、所定の期日までに旅行代金を支払われないとき、又はお客様が第2項第6号①～③の何れかに該当することが判明したとき、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、当社は第5項に定める取扱料金及び、取消手数料並びに、旅行サービス提供機関等に対し取消料・違約料等の名目で支払う費用を申し受けます。

## 7. 当社の責任及び免責事項

1. 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
2. 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
    1. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
    2. 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
    3. 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
    4. 日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
    5. 自由行動中の事故
    6. 食中毒
    7. 盗難
    8. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
3. 当社は、手荷物について生じた本項（1）の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき 15 万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）を限度として賠償します。

## 8. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。

1. 通信契約についても当社「旅行業約款手配旅行契約の部」に準拠いたします。
2. 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
3. 通信契約の申込みに際し、会員は、申込みをしようとする「旅行サービスの内容」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
4. 通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。但し、当社らが、e-meil 等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達し

たときに成立するものとします。電話による申込みの場合は、申込みを当社が受諾した時に成立するものとします。また、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。

5. 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。
6. 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
7. 携帯情報端末（iモード等）ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
8. 会員の通信機器に前項7に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

## ９．個人情報の取扱について

山梨峡北交通株式会社ほくとトラベル（以下「当社」といいます。）及び受託旅行業者（以下「販売店」といいます。）、「当社」及び「販売店」を指して当社らといいます。

1. 当社らは、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続きのため、4.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、5.当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6.旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、7.アンケートのお願いのため、8.特典サービス提供のため、9.統計資料作成のために利用させていただきます。
2. 上記 2. 3.の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店に、書類又は電子データにより、提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジットカード番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口宛にご出発の 10 日前までにお申し出ください。（注：10 日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出下さい）
3. 当社は、お客様から書面によってご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、営業案内、キャンペーン等のご案内のために利用させていただきます。利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。なお当社における個人情報取扱については、当社ホームページ(http://www.kyohoku.jp)をご参照ください。
4. 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。

5. お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。お問合せ窓口は本社となります。
6. 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

お問い合わせ窓口：本社営業所
電話：0551-42-2343　FAX：0551-42-2381　E－mail：info@kyohoku.jp
営業時間：月～土曜日 9：00～18：00（日曜、祝日、年末年始休業）

## 10. その他

- その他の事項につきましては当社「旅行業約款（手配旅行契約の部）」によります。
- 手配旅行契約を結ぶ際には、各お申し込みの旅行会社の約款並びに旅行業務取扱料金が適用となります。また、施設の取消料につきましては、各施設の宿泊約款が適用されます。

- 記載の宿泊等料金の基準日は、各プラン詳細ページでご確認ください。